

パートナーシップ宣誓制度の概要

※現時点での案のため、今後変更になることもあります。

この制度は、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行っている、または行うことを約束した二人の者が互いのパートナーであることを誓い、これを認めるものです。

なお、葉山町の制定する要綱に基づくため、法的拘束力はありません。

多様性を認め、性的少数者や事実婚カップルの生きづらさや困りごとの軽減を図り、より人権が尊重され、暮らしやすい町を目指して制定するもので、先に制度導入している近隣市と相互連携を予定しています。

対象者要件：

双方あるいは一方が町内に住所を有し、かつ他の一方が町内へ転入を予定している二人で次に該当する者

- ①成年であること。
- ②配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- ③当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。）。

手続きの方法：

町職員の面前で宣誓書を記入し、必要書類を添付して提出。



町から「宣誓証明書」を交付する。（手数料無料）

利用できるサービス等：

- ・県営住宅（世帯向け住宅）の入居申込みが可能。
- ・医療機関において「手術の同意」を親族として認めているところもあります。
- ・町でも、町営住宅の入居申込み等、利用できるサービスを検討中です。また、制度導入後は行政だけでなく、様々な場面で理解が得られるよう周知に努めます。

相互利用：既に導入している横須賀市・鎌倉市・逗子市と広域で相互に利用できるよう、協定を締結する予定です。本協定を締結した自治体間では、転出・転入後も証明書を継続して利用できるようにします。